

自家栽培とは、販売目的の食品・飲料物ではなく、自ら採取、栽培したものなどを示します。  
流通品とは、販売されている食品・飲料物であることを示します（個人販売も含みます）。

平成 28 年 3 月 23 日 (水曜日)

単位: (ベクレル／キログラム)

| 検体名 | 地域 | 放射性セシウム<br>134(検出限界値) | 放射性セシウム<br>137(検出限界値) | 合計値<br>(検出限界値) | 備考   |
|-----|----|-----------------------|-----------------------|----------------|------|
| かぼす | 福田 | 検出せず (9.89)           | 検出せず (11.5)           | 検出せず (21.39)   | 自家栽培 |

※精密測定検査結果：独立行政法人国民生活センターのゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の結果です。市で行っている簡易検査において検体の放射性セシウム 134、137 の合計が 50 ベクレル／kg 以上であった場合で、希望される方は、この精密測定を行うことができます

#### 検出限界値未満の数値の表記について

##### 1. 検出限界値とは

化学分析の用語で、「検査機器で検出できる最小の値」を検出限界値といいます。

##### 2. 本検査での検出限界値

検出限界未満の値については、放射性セシウムの検出が証明できない値であるため、本検査においては「検出せず」と表記しています。

放射性セシウムの基準値

単位: ベクレル／キログラム

| 食品区分 | 飲料水 | 牛乳 | 乳幼児食品 | 一般食品<br>(左記以外) |
|------|-----|----|-------|----------------|
| 基準値  | 10  | 50 | 50    | 100            |

※数値は、セシウム 134 と 137 の合計値です。